

延岡市ゼロカーボンシティ推進モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一ケ岡地区の脱炭素先行地域（北一ケ岡1丁目から4丁目まで及び南一ケ岡1丁目から7丁目までの区域をいう。以下「脱炭素先行地域」という。）において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「再エネ交付金交付要綱」という。）に基づき国から市に交付される地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金（特定地域脱炭素移行加速化交付金）交付要綱（令和6年2月13日環地域事発第2402131号。以下「GX 交付金交付要綱」という。）に基づき国から市に交付される特定地域脱炭素移行加速化交付金を活用した間接補助事業を実施するため、延岡市ゼロカーボンシティ推進モデル事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、当該補助に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、再エネ交付金交付要綱及びGX 交付金交付要綱、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「再エネ交付金実施要領」という。）及び特定地域脱炭素移行加速化交付金実施要領（令和6年2月13日環地域事発第2402131号。以下「GX 交付金実施要領」という。）並びに延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、延岡脱炭素エネルギーマネジメント株式会社及び次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 脱炭素先行地域内に本市の住民基本台帳に記録され、かつ、現に居住する個人
- (2) 補助事業実績報告書を提出する時点において、脱炭素先行地域内に本市の住民基本台帳に記録され、かつ、現に居住する個人であって、同地域内に住宅（集合住宅を含む。）を新築し、又は建売住宅を購入している者（前号に規定する者を除く。）
- (3) 脱炭素先行地域内に事業所若しくは事務所を置く法人その他団体（国及び県を除く。）又は個人で事業を営む者（以下「個人事業主」という。）
- (4) 補助事業実績報告書を提出する時点において、脱炭素先行地域内に事業所若しくは事務所を置く法人その他団体（国及び県を除く。）又は個人事業主であって、同地域内に事業所又は事務所を新築している者（前号に規定する者を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

- (1) 市税（国民健康保険税を含む。）の滞納がある者
- (2) 個人（法人その他団体又は個人事業主にあつては、役員、事業主及び従業員）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号又は第3号のいずれかに該当する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、補助金を交付することが適当でないと市長が認める者

(補助金の額等)

第3条 補助対象設備等、補助率等、補助対象経費及び補助対象要件は、別表第1のとおり

とする。

- 2 補助金の額は、別表第1の補助対象設備等の区分に応じて算定した額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額とする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、延岡市ゼロカーボンシティ推進モデル事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添えて、補助事業に着手する日の前日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、住宅又は事業所若しくは事務所の新築と一体となって補助事業を実施する場合で、補助金の申請をしようとする年度内に補助事業の完了が見込まれないときは、延岡市ゼロカーボンシティ推進モデル事業補助金事前申込申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添えて、補助事業の着手前に市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、補助金事前申込申請受理通知書（様式第2号）により当該事前申込の申請をした者（以下「事前申請者」という。）に通知しなければならない。

- 4 事前申請者は、前項の通知書を受領したときは、当該通知書に係る補助事業が完了する予定の日（以下「事業完了予定日」という。）の30日前（事業完了予定日の30日前が当該事業完了予定日の属する年度の前年度の場合は、当該事業完了予定日の属する年度の4月1日）までに、延岡市ゼロカーボンシティ推進モデル事業補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

- 5 申請者及び事前申請者は、補助金の交付の申請又は事前申請に当たり、補助対象経費の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでないもの又は納税義務者でないことの誓約書（様式第5号）の提出により、消費税法第5条に規定する納税義務者でないことを誓約したものについては、この限りでない。

（補助の条件）

第5条 規則第5条第6号の市長が必要があると認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象設備等を脱炭素先行地域内に設置し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。）で定める期間（以下「法定耐用年数」という。）を経過するまでの間、補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）自らが使用し、又は管理すること。
- (2) 第2条第1項各号に該当する者は、第8条に規定する補助事業の実績を報告するまでに、延岡脱炭素エネルギーマネジメント株式会社との間で電力を購入する契約を締結すること。
- (3) 補助対象設備等が補助金以外の補助又は助成を受けていないこと。
- (4) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、入札を行い、又は2者以上からの見積書を徴すること。ただし、入札を行い、又は2者以

上から見積書を徴さないことにつき市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りではない。

- (5) 地元経済活性化のため、補助対象設備等の購入等については原則として市内の事業者を利用し、ZEBの建築についてもできる限り市内又は宮崎県内の事業者を利用すること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、再エネ交付金交付要綱第2条又はGX交付金交付要綱第2条の目的に従ってその効率的な運用を図ること。
- (7) 補助金の申請及び実績報告に係る書類は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (8) 再エネ交付金実施要領、交付金実施要領、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(交付申請の取下げ)

第6条 補助金の交付の申請をした者が規則第7条に基づく申請の取下げを行う場合は、補助金の交付決定の日から30日以内又は申請をした年度の2月末日のいずれか早い日までに行うものとする。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第8条第1項の市長が認める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の20パーセント以内の減額とする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した時（補助事業の中止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了後30日以内又は補助金の交付の申請をした年度の2月末日のいずれか早い日までに、延岡市ゼロカーボンシティ推進モデル事業実績報告書（様式第3号）に別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告の内容を審査し、補助金の交付の決定の内容と適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金等額確定通知書（規則様式第6号）により通知するものとする。

(補助金の額の再確定)

第10条 補助事業者は、前条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第8条に準じて提出するものとする。

- 2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条に準じて改めて補助金の額の確定を行うものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業が完了した後に

いて、補助金等交付請求書（規則様式第7号）に補助金の振込先口座の通帳の写し又はキャッシュカードの写しを添えて市長に提出しなければならない。

（交付の方法）

第12条 延岡脱炭素エネルギーマネジメント株式会社に対する補助金は、規則第15条第2項ただし書に規定する概算払により交付する。この場合における前条の規定の適用については、同条中「補助事業が完了した」とあるのは、「補助金の交付の決定の通知を受けた」とする。

（財産処分の制限）

第13条 規則第18条第2号及び第3号で定める処分を制限する財産は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具、備品及びその他の重要な財産とする。

- 2 前項の取得財産等の処分を制限する期間は、法定耐用年数とする。
- 3 第1項に規定する市長の承認を受けようとする者は、あらかじめ延岡市ゼロカーボンシティ推進モデル事業補助金財産処分承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない。
- 4 前項の規定により財産を処分することによる収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付すること。

（書類の提出部数等）

第14条 規則及びこの要綱の規定により市長に提出する書類の部数は1部とし、その様式は、規則及びこの要綱に定めのあるものを除き、市長が別に定めるところによる。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 市長は、補助金の交付を受けた者が規則第16条第1項各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができる。ただし、第2号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

- (1) 第5条第1号に定める条件を遵守しなかった場合
 - (2) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 規則第17条第1項の規定による補助金の返還は、市長が返還を求めた日から20日以内にしなければならない。ただし、当該期限までに返還できないことにつき市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りではない。
- 3 規則第17条第2項の規定にかかわらず、補助事業者は、補助金を他の用途に使用し、補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令に違反したことにより補助金の返還を求められた場合には、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を併せて納付しなければならない。

（補足）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月14日から施行し、令和11年3月31日限り、効力を失う。

附 則

この要綱は、令和6年3月18日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月10日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月23日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月14日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別表第1（第3条関係）

補助対象設備等 (PPA、リース等を含み、かつ、 未使用品に限る。)	補助率等	補助対象経費	補助対象要件
太陽光発電設備	2/3	再エネ交付金実施要領別表第 1 又は GX 交付金実施要領別表第 1 のとおり	再エネ交付金 実施要領別紙 1 又は GX 交付 金実施要領別 紙のとおり ※ 1
蓄電池	3/4		再エネ交付金 実施要領別紙 1 又は GX 交付 金実施要領別 紙のとおり
エネルギーマネジメントシステム (延岡脱炭素エネルギーマネジメント株式会社が実施するものに限 る。)	3/4		
充放電設備 (EV 充電器)	3/4	再エネ交付金実 施要領別表第 2 又は GX 交付金実 施要領別表第 2 のとおり	
ZEB	予算の範囲内で 最大2/3	再エネ交付金実 施要領別表第 1 又は GX 交付金実 施要領別表第 1 のとおり	
既存住宅断熱改修	2/3 (補助対象と なる住宅が戸建 住宅の場合は、1 戸当たり120万円 (玄関ドアの上 限は5万円) を上 限とし、集合住宅 の場合は、1 戸ご とにつき15万円 (玄関ドアは 1 戸ごとに上限 5 万円) を上限とす る。)		
高効率空調機器 (既存設備の更新 に限る。)	2/3		※ 2
エコキュート (既存設備の更新に 限る。)	2/3		※ 3 ※ 4
調光型 LED 照明機器 (既存設備の	2/3		再エネ交付金

更新に限り、かつ、個人での実施を除く。)			実施要領別紙 1 又は GX 交付
効果促進事業（延岡脱炭素エネルギーマネジメント株式会社が実施するものに限る。）	2/3	再エネ交付金実施要領別表第 3 のとおり	金実施要領別紙のとおり

※1 指定の外付け電力量計及びデータ収集装置を設置すること

※2 次のいずれかを満たすもの

- ・エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）1－3（1）の規定による多段階評価点2つ以上のエアコン
- ・一般社団法人環境共創イニシアチブが定める「令和5年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 公募要領」の別表1に記載の対象設備の基準値を上回る電気式パッケージエアコン（業務用エアコン）

※3 目標年度2025年度における省エネ基準達成率100%以上のもの

※4 「電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年3月1日経済産業省告示第38号）」1（2）に規定する表における区分ごとの基準エネルギー消費効率以上の機器であること

別表第2（第4条関係）

交付申請時の提出書類
【共通書類】 ① 延岡市ゼロカーボンシティ推進モデル事業補助金交付申請書（様式第1号） ② 市税等の完納証明書 ③ 住民票の写し（個人及び個人事業主に限る。） ④ 入札結果、見積書等事業経費が確認できる書類（太陽光発電設備と蓄電池等複数の設備等を同世帯に導入する場合にあっては、それぞれの事業費が区分できるもの。補助対象外の躯体工事を伴う場合も工事費の内訳がわかるもの） ⑤ 延岡脱炭素エネルギーマネジメント株式会社へ電力購入を申し込んだことが確認できる書類 【個別書類】 ⑥ 整備する設備のカタログ等の写し（メーカー、型番、性能等が分かるもの） ⑦ 地図、設計図、平面図等（整備された個所等が分かるもの） ⑧ エネルギー計算書（ZEBに限る。） ⑨ 買替前の設備の写真（メーカー、型番等が分かるもの。高効率空調機器、エコキュート、調光型LED照明機器に限る。） ⑩ その他市長が必要と認める書類

別表第3（第8条関係）

実績報告時の提出書類
【共通書類】 ① 延岡市ゼロカーボンシティ推進モデル事業実績報告書（様式第3号） ② 住民票の写し（申請時に提出しなかった個人及び個人事業主に限る。） ③ 補助事業に係る支払等の証拠書類（領収書、払込金受取書の写し等） ④ 整備した設備等並びに当該設備等の整備前及び整備後の状況を撮影した写真 ⑤ 整備した設備等の所有等を確認できるもの（契約書、保証書、登記事項証明書等） 【個別書類】 ⑥ 認証が確認できるもの（ZEBに限る。） ⑦ 補助事業に係る契約の証拠書類（契約書、保証書等） ⑧ 家電リサイクル券の写し（高効率空調機器に限る。） ⑨ サービス料金から交付金額相当分が控除されていることの証明できる書類（PPAモデル方式に限る。） ⑩ 補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類（PPAモデル方式に限る。） ⑪ リース料金から交付金額相当分が控除されていることを証明できる書類（リース契約に限る。） ⑫ 補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類（リース期間が法定耐用年数よりも短い場合にあっては、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保することを証明する書類（リース契約に限る。）） ⑬ その他市長が必要と認める書類